

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る
後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の基準の取扱いに関するQ&Aについて

令和2年5月11日
厚生労働省保険局高齢者医療課

【申請受付】

問 1-1 保険料減免の実施時期(申請受付開始時期)については、いつ頃を想定しているのか。

(答)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料(以下「保険料」という。)の減免に対する財政支援の算定基準については、令和2年度補正予算の成立を受けて、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の基準について」(令和2年5月1日保高発0501第1号。以下「基準通知」という。)を別紙1のとおりお示したところである。

当該基準を踏まえて、広域連合においては、できる限り速やかに保険料減免に係る周知広報や申請受付等を開始していただきたい。

問 1-2 現下の状況に鑑みて、感染拡大防止に資するような申請方法を検討しているが、何かよい方法はないか。

(答)

例えば、郵送やオンラインにより申請を受け付け、必要に応じ電話等で事実確認をする等の方法が考えられる。

【減免に対する財政支援の算定基準等】

(世帯の主たる生計維持者の死亡又は重篤な傷病)

問 2-1 「重篤な傷病」の定義如何。

(答)

1か月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の病状が著しく重い場合をいう。

問 2-2 新型コロナウイルス感染症により、死亡又は重篤な傷病を負ったことについて、何により確認を行えばよいのか。

(答)

医師による死亡診断書や、診断書等により確認することが考えられる。

(世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少)

問 2-3 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少とはどのような場合を指すのか。

(答)

新型コロナウイルス感染症の影響とは、新型コロナウイルス感染症や、そのまん延防止のための措置による影響を指すものであり、直接的・間接的に、新型コロナウイルス感染症の影響が経済・社会全体に大きく生じていること等を踏まえると、収入の減少に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響ではないことが明らかな場合(例えば、懲戒解雇や昨年中の離転職等が主な原因となって収入減少したことが明らかな場合等)を除き、国の財政措置の対象から除外するものではない。

問 2-4 基準通知別紙の2(1)①又は②の「その者の属する世帯の主たる生計維持者」とは世帯主のことを指すのか。

(答)

貴見のとおり。

これまで、後期高齢者医療制度において同様の特例措置を講じてきた際にも、「その者の属する世帯の主たる生計維持者」とは、基本的に「その者の属する世帯の世帯主」を指すものとして対応してきており、今回も、同様の考え方により対応されたい。なお、国民健康保険においても、世帯主は、主として世帯の生計を維持する者であると解されているものである。

問 2-5 基準通知別紙の2(1)② i の「事業収入等のいずれかの減少額」の「事業収入等」については、どういった収入が含まれるのか。株の取引による収入等は含まないのか。

(答)

事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかであり、株の取引による収入等は含まない。

問 2-6 基準通知別紙の2(1)② iii 「減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額」の「減少することが見込まれる事業収入等」とは、前年に比べて10分の3以上減少する事業収入等を指すのか。

(答)

貴見のとおりであり、前年に比べて減少割合が10分の3未満の事業収入等は含まない。

なお、基準通知の別紙中の【表1】により、対象保険料額を計算する際の「B:世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額」についても同様であり、前年に比べて減少割合が10分の3未満の事業収入等は含まない。

問 2-7 事業収入等の減少については、あくまで「見込み」で判断することとして差し支えないのか。新型コロナウイルス感染症の終息が現時点では見通せない中で、年間の見込みを判断するのは困難に思うがどのように前年の当該事業収入等と比較すればよいのか。また、事業収入等の減少を証明する証拠はどのようなものが考えられるか。

(答)

事業収入等の減少については、被保険者に対する迅速な支援の観点から、「見込み」で判断することとして差し支えない。

この「見込み」の判定方法については、例えば、申請までの一定の期間の帳簿や給与明細書等を提出していただく等により年間を通じた収入の見通しを立てていただくなど、一定の合理性を担保しつつ判断することが考えられる。

問 2-8 令和元年の収入額や所得額については、6月頃に税務担当課から提供を受けることから、減免の判断に関しても、それを待って、収入減少の程度を判断することとなるのか。

(答)

令和元年の収入額や所得額についても、確定申告書の写しや源泉徴収票の写しなどを用いることで、可能な限り、速やかに判断していただきたい。

問 2-9 基準通知別紙の2(1)② i の「事業収入等のいずれかの減少額」については、事業収入等の「合計額」の減少見込みではなく、「いずれか」の減少見込みで判断するのか。

(答)

貴見のとおり。

問 2-10 国や都道府県から支給される各種給付金(特別定額給付金や持続化給付金等)は、基準通知別紙の2(1)② i の「事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損額賠償等により補填されるべき金額を控除した額)」に含まれるのか。

(答)

国や都道府県から支給される各種給付金については、事業収入等の計算に含めないこととする。

問 2-11 基準通知別紙の2(1)② i の「保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額」、【表2】(注)の「事業等の廃業や失業」について証明する書類は、どのようなものを想定しているのか。

(答)

保険金、損害賠償等により補填されるべき金額については、その有無を申請書に記載すること等により申告していただいた上で、該当するものがある場合には、帳簿や保険契約書等により確認するものと考えられる。

また、事業等の廃止や失業についても同様に、その該当の有無を申請書に記載していただく等により確認の上、該当する場合には、個人事業主の廃業届や事業主の証明等により確認するものと考えられる。

問 2-12 財政支援の対象となる保険料の減免は、亡くなった時期等や収入が減少しはじめた時期等にかかわらず、令和2年2月1日以降に納期限が設定されているもの全てが財政支援の対象となるのか。

(答)

個々の世帯の主たる生計維持者の亡くなった時期や収入が減少しはじめた時期にかかわらず、基準通知別紙の2(1)の要件を満たす者について、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月 31 日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日。)が設定されている保険料を減免の対象とした場合、その要した費用のすべてが財政支援の対象となる。

問 2-13 令和元年度分の保険料についても、令和2年の事業収入等の減少額が令和元年の当該事業収入等の額の 10 分の3以上であるなど、令和元年の収入又は所得により判断してよいのか。

(答)

貴見のとおり。

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少については、多くの保険料減免申請が想定されるところ、迅速に対応していくことが求められることなどから、今回の財政支援の対象となる保険料の減免においては、令和元年度分の保険料についても、令和2年の事業収入等のいずれかの減収額見込みが令和元年の当該収入等の額の 10 分の3以上であることなど、令和2年の収入見込み及び令和元年の収入又は所得により減免対象となるか判断する。

【その他】

問 3-1 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給については、令和2年1月1日を適用日としているが、何故適用日が異なるのか。

(答)

傷病手当金については、療養のため労務に就けないときの所得補填であり、令和2年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されたこと等を踏まえて、令和2年1月1日を適用日としている。保険料の減免については、国内の感染拡大による影響や税制における猶予措置の対応等を踏まえて、令和2年2月1日以降に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日。)が設定されているものを対象とするものである。

問 3-2 今回の取扱いに関する条例参考例を送付される予定はあるのか。

(答)

厚生労働省においてこれまでお示ししてきた条例参考例第23条第1項の規定により、今回の特別調整交付金及び補正予算による財政支援の対象となる者に対する保険料減免を行うことは可能と考えられる。

一方、既に納期限が到来した保険料を遡及して減免するに当たり、各広域連合の事情に照らし条例の規定が必要な場合には申請の特例に係る条例参考例を別紙2のとおりお示しするので条例改正に当たっての参考とされたい。